

## 「生命科学・医学系研究に関する情報公開文書」

研究機関名：東北医科薬科大学病院

受付番号	2022-2-050-0004
倫理審査（初回審査）	2022 年 10 月 28 日
研究課題名	腹腔鏡下腸管癒着剥離術に関する後ろ向き研究
研究の対象	2015 年 1 月～2024 年 12 月までの間に当院で腸閉塞の手術（腹腔鏡を用いた手術）を受けられた方
研究の目的・方法	<p>腹腔鏡（カメラ）を用いた手術は、手術の傷が小さく済み、手術後の回復も早まることから、最近は多くの手術が腹腔鏡を用いて行われるようになっていきます。癒着性腸閉塞（主に過去の手術により腸などが癒着し、腸の一部が捻れたり狭くなったりして腸閉塞を起こす）に対する手術（腸管癒着剥離術）も例外ではなく、傷が小さいことで新たな癒着が起これにくくなるなどのメリットもあることから、最近では多くの腸管癒着剥離術が腹腔鏡下に行われています。しかし、癒着性腸閉塞は、お腹の中のどこで、何が、どの程度癒着しているかによって、手術のやり方が変わってくるため、お腹のどこから腹腔鏡や手術器具を入れるのが適切なものか、深くは解明されておらず、執刀する外科医の経験に基づくことが多いのが現状です。もし「このような患者さんでは、ここから腹腔鏡を入れるのが最適だ」といったパターン化ができれば、執刀医の経験にかかわらず、より早く、合併症の少ない手術が可能になることが期待されます。</p> <p>この研究では、2015 年 1 月から 2024 年 12 月 31 日までの間に、当院で腹腔鏡下腸管癒着剥離術を受けられた方の特徴、手術内容、手術後の経過を、カルテ情報に基づいて調査・集計し、患者さんのパターンによって腹腔鏡や手術器具をどう挿入するのが最適かを見出すことを目的としています。</p> <p>研究期間：2022 年 11 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日</p>
調査データ該当期間	西暦 2015 年 1 月 1 日 ～ 西暦 2024 年 12 月 31 日
研究に用いる試料・情報の種類	情報：病歴（手術前および手術後）、身体所見、血液検査および画像検査データ、手術年月日・手術所見

お問い合わせ先	<p>本研究に関するご質問等がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することができますのでお申し出ください。</p> <p>また、情報が当該研究に用いられることについて、研究対象者もしくは研究対象者の代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象といたしませんので、下記の連絡先までお申し出ください。その場合でも、研究対象者に不利益が生じることはありません。</p> <p>【照会先及び研究への利用を拒否する場合の連絡先】</p> <p>〒983-8512 仙台市宮城野区福室 1-12-1</p> <p>TEL：022-259-1221</p> <p>研究責任者：東北医科薬科大学病院 消化器外科 辻仲 眞康</p>
---------	--

#### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：上記「お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<個人情報保護法第21条>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

#### ◆個人情報の開示等に関する手続

当院が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、当院の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。診療情報に関する保有個人情報については、東北医科薬科大学病院 医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「個人情報保護方針」をご覧ください。

【東北医科薬科大学病院 個人情報、患者さんの権利】

[http://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/info/privacy\\_policy.html](http://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/info/privacy_policy.html)

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<個人情報保護法第33条>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合